

水道施設等の技術評価、技術認定及び適合認定に係る  
認定書における記載事項の軽微な変更に伴う認定書の再発行について

平成 23 年 9 月 1 日  
財団法人 水道技術研究センター

標記については、以下のように取り扱うこととする。

1. 対象とする認定書

以下の規程に定める技術評価書、技術認定書又は適合認定書を対象とする。

- (1) 水道施設等の技術評価等に関する規程（平成 18 年 12 月 21 日制定）
- (2) 浄水施設等の技術評価に関する規程（平成 18 年 12 月 21 日制定）
- (3) 浄水用設備等の技術認定に関する規程（平成 18 年 12 月 21 日制定）
- (4) 水道用膜モジュール JWRC 仕様適合認定に関する規程（平成 17 年 9 月 20 日制定）
- (5) 紫外線照射装置 JWRC 基準適合認定に関する規程（平成 20 年 3 月 14 日制定）

2. 適用

「1. 対象とする認定書」に示す規程に基づいて交付された認定書（以下、「交付済み認定書」という。）における記載事項の軽微な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 交付済み認定書に記載された認定依頼者の名義変更
- (2) 紫外線照射装置 JWRC 基準適合認定書の認定依頼者所在地の変更

3. 軽微な変更に係る条件

(1) 交付済み認定書に記載された認定依頼者の名義変更については、以下の全て該当すること。

- ①名義変更の申請者は、交付済み認定書に記載された名義であること。
- ②名義変更の理由が、子会社への移管、別会社への譲渡、合併等、妥当なものであること。
- ③交付済み認定書が複数社の名義である場合は、各社が変更内容について了承していること。

(2) 紫外線照射装置 JWRC 基準適合認定書の記載事項の変更については、以下のいずれかに該当すること。

- ①上記 3. (1)
- ②認定依頼者所在地の移転
- ③地番又は住居表示の変更

#### 4. 手続き方法

記載事項の軽微な変更は、別紙「水道施設等の技術評価、技術認定及び適合認定に係る認定書における記載事項の軽微な変更に伴う認定書の再発行について（依頼）」により行うものとする。

なお、交付済み認定書が複数社の名義である場合は、全ての社の名義を記載した認定書として再発行するものとする。

(別紙)

水道施設等の技術評価、技術認定及び適合認定に係る認定書における  
記載事項の軽微な変更に伴う認定書の再発行について（依頼）

平成 年 月 日

財団法人 水道技術研究センター  
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

会社名  
所在地  
依頼者名 印

下記のとおり、認定書における記載事項の軽微な変更に伴う認定書の再発行を依頼  
します。

記

1. 認定書再発行依頼者名
2. 認定登録番号
3. 認定取得年月日
4. 変更内容  
(変更前)  
(変更後)
5. 変更の理由
6. 担当者  
氏名  
所在地  
担当部課名  
電話番号  
E-mail

(注) 認定書の写しを添付のこと。